相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　松本　倉吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　松本　應助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　吉田造酒之丞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　吉田八十八

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　大野　亀吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　鈴木　運吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　大沢弥三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　梅沢仁三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　土方　常蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　星野幾五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　楳沢八十治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　勝田　林藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　勝田善之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　勝田　房吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　浅野　角藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一